

第六十五回国会 災害対策特別委員会雪害対策小委員会議録 第三号

昭和四十六年五月十一日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席小委員

小委員長 天野 光晴君

高島 修君

米田 東吾君

小宮 武喜君

吉田 実君

貝沼 次郎君

津川 武一君

高橋 盛雄君

福田 勝一君

塚田 実君

藤井 直樹君

菅野 誠君

木暮 保成君

新津 博典君

岩佐キクイ君

大河原 太一君

海法 正昌君

大野 義輝君

野上 昇君

出席政府委員

總理府総務副長 湊 徹郎君

官 經濟企画庁総合 岡部 保君

開発局長 皆川 迪夫君

消防庁次長 津川 武一君

委員外の出席者

災害対策特別委 員 内閣總理大臣官 房参事官 高橋 盛雄君

防衛庁防衛局運 用課長 福田 勝一君

經濟企画庁総合 開発局山村豪雪 地帯振興課長 塚田 実君

大蔵省主計局主 計官 藤井 直樹君

文部省管理教育 施設課長 菅野 誠君

厚生省医務局総 務課長 木暮 保成君

厚生省社会局施 設課長 新津 博典君

厚生省児童家庭 局母子福祉課長 岩佐キクイ君

農林大臣官房参 事官 大河原 太一君

林野庁指導部長 海法 正昌君

気象庁予報部予 報課主任予報官 大野 義輝君

郵政省郵務局集 配課長 野上 昇君

労働省職業安定 局業務指導課長 保科 真一君
建設省道路局路 政課長 宮繁 護君
消防庁消防課長 青山 満夫君

本日の會議に付した案件

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律 案起草の件
雪害対策に関する件

○天野小委員長 これより小委員会を開会いたし ます。
雪害対策に関する件について調査を進めます。
本件につきましては、さきに各党から起草小委 員を選出し、先国会以来懸案事項となっておりま した特別豪雪地帯に対する種々の対策についての 取りまとめをお願いしておりましたので、この 際、起草小委員から報告を聴取いたします。吉田 小委員。

○吉田(実)小委員 去る三月十六日、雪害対策小 委員懇談会におきまして、自由民主党の高島修君、 私、吉田実、日本社会党の米田東吾君、公明党の 貝沼次郎君及び民社党の小宮武喜君の五名が起草 小委員として御指名を受け、六回にわたり、特別 豪雪地帯に対する特別措置につきましまして、関係政 府当局と協議を重ねた結果、お手元に配付い たしてありますとおり、立法措置として「豪雪地 帯対策特別措置法の一部を改正する法律案」と、 委員会の決議事項として「特別豪雪地帯対策に関 する件」を取りまとめましたので、その内容を御 報告いたします。
まず、「豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正す る法律案」について申し上げます。

改正の第一点は、 特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例と して、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で 建設大臣が指定するものの改築については、昭和 四十七年四月一日から昭和五十七年三月三十一日 までの間に限り、道府県がかわつて行なうことが できることとし、この場合には道府県営事業に係 る後進地域の国の負担割合の特例の適用を受ける こととすることとあります。

第二点は、 特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校 の施設等に対する国の負担の特例等として、
(1)積雪による通学の困難を緩和するための公 立の小・中学校の分校の校舎及び屋内運動場等 の新・増築またはこれらの施設で構造上危険な 状態にあるものの改築並びに特別豪雪地帯にお ける小・中学校の寄宿舎で構造上危険な状態に あるものの改築に要する経費についての昭和四 十七年度から昭和五十六年度までの各年度にお ける国の負担割合は、三分の二とする。
(2)国は、積雪による通学の困難を緩和するた めの公立の小・中学校の寄宿舎の新・増築並び に積雪による通学の困難を緩和するための公立 の小・中学校教職員の住宅の建築に要する経費 については、昭和四十七年度から昭和五十六年 度までの各年度において、その三分の二を補助 するものとすることとあります。

第三点は、 本法の施行等につきましては、公布の日から施 行するものとし、この法律の改正後の規定は、昭 和四十七年度分の予算に係る国の負担金または補 助金から適用し、昭和四十六年度分の予算に係る 国の負担金または補助金で翌年度以降に繰り越さ れたものについては、なお従前の例によることな どであります。

次に、「特別豪雪地帯に関する件」について申し 上げます。

案文を朗読いたします。

特別豪雪地帯対策に関する件(案)

政府は、特別豪雪地帯の住民の安全と福祉を 図るため、左記の事項について特別な配慮を行 なうべきである。

一、冬期道路交通の確保について
基幹的な市町村道の改築を県が代行実施す るに当たっては、当該県の財政負担が過重と ならないよう特別に配慮すること。

二、公立文教施設の整備について
特別豪雪地帯における義務教育諸学校施設 の建築単価を引き上げること。

三、医療体制の強化について
(イ) 特別豪雪地帯における医療、特に医師の 確保について特別な措置を検討すること。
(ロ) 往診用小型雪上車に対する補助率を引き 上げること。

四、保育所等の整備について
(イ) 特別豪雪地帯における保育所の建築単価 を引き上げ、同地帯を小規模保育所の設置 認可の対象とし、地域の実情に応じ児童館 の増設等について特別な配慮を行なうこ と。

(ロ) 豪雪により就業の機会が制限される者の 利用に供するため、市町村が設置する共同 作業場等に隣接する保育所であつて、市町 村が設置するものの整備費について補助率 を引き上げること。

五、消防力の強化及び消防施設の整備について
(イ) 消防団員確保のための特別な助成措置を 検討すること。

(ロ) 雪上消火ポンプ等耐雪消防施設の研究開 発を促進すること。

(イ) 特別豪雪地帯のうち通常の消防活動がでない家庭の消火器購入に対して市町村が助成等を行なった場合にその経費について特別な措置を行なうことを検討すること。

六、出稼労働対策について

(イ) 出稼労働者及び出稼留守家族に対する援護対策の強化推進を図ること。

(ロ) 通年雇用設備融資及び通年雇用奨励金制度の拡充を図ること。

七、郵便配達の確保について

特別豪雪地帯における郵便配達の改善方法について検討すること。

八、ヘリコプターの救急使用について

国のヘリコプターの救急用の使用について、関係機関と関係市町村当局との間で事前に充分連絡をとり臨機応変に出動ができるよう措置すること。

九、特別豪雪地帯対策のための地方債の設定について

特別豪雪地帯道路事業のための地方債を早急に設けること。

右決議する。

なお、往診用小型雪上車に対する補助率の引き上げ並びに市町村が設置する共同作業場等に隣接する保育所等市町村が設置するものの整備費についての補助率の引き上げは、三分の二を補助すること政府側と了解ができていることを申し添えておきます。

以上でございます。

○天野小委員長 ただいま吉田小委員長から報告がありました、お手元に配付の「豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案」を小委員会の案として決定するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○天野小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(国の負担割合の特例)」に改め、同条中「基本計画」を「前二条に定めるもののほか、基本計画」に、「国の負担割合又は補助率」を「国の負担割合」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条の次に次の二条を加える。

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で建設大臣が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の改築については、昭和四十七年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に限り、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行なうことができる。

2 道府県は、前項の規定により市町村道の改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わつてその権限を行なうものとする。この場合において、道府県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、当該道府県を統轄する道府県知事が行なう。

3 第一項の規定により道府県が行なう基幹道路の改築に係る事業(以下「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を道府県道とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第十二号。以下「負

担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合を北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する通常の国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合
(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例)
第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行なう次の各号に掲げる新築若しくは増築(買収その他これに準ずる方法に

よる取得を含む。以下同じ。)又は改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費についての昭和四十七年度から昭和五十六年度までの各年度における国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、三分の二とする。ただし、他の法令の規定により当該割合をこえる国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の分校の校舎及び屋内運動場(へき地学校(へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)第二条に規定するへき地学校をいう。)にあつては当該学校に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を含む。)の新築若しくは増築又はこれらの施設で構造上危険な状態にあるものの改築

二 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎で構造上危険な状態にあるものの改築

三 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎の新築又は増築

二 公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員は積雪による通学の困難を緩和するための住宅の建築
前項の規定により国が補助する場合の経費の範囲及び算定基準その他国の補助に關し必要な事項は、政令で定める。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の第十四条及び第十五条の規定は、昭

和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

理由

特別豪雪地帯における住民の生活水準の維持改善を図るため、昭和四十七年度から十年間を限り、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備について特別の措置を講ずるとともに、地方公共団体が特別豪雪地帯において積雪による通学の困難を緩和する等のために行なう公立の小学校及び中学校の施設等の新築、増築等に要する経費についての国の負担又は補助の割合につき特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約十二億円の見込みである。

○天野小委員長 次に、「特別豪雪地帯に関する件」を決議案として委員会に提出したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、同件の委員会に対する報告等につきましては、小委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野小委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○天野小委員長 この際、一言ごあいさつ申し上げます。

雪害対策に関する件につきましては、去年の九月以来審議を続け、本日、先国会に引き続き、豪

雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案並びに特別豪雪地帯対策に関する決議案について小委員会の案を得ることができましたことは、ひとえに小委員会各位の御熱意と関係政府当局の御協力のためものと、厚く御礼を申し上げる次第であります。

これにて散会いたします。

午前十時二十三分散会

昭和四十六年五月二十日印刷

昭和四十六年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局